

北ノ沢第三町内会

ごみステーション助成費規定

令和8年4月1日

(目的)

第1条 本規定は、北ノ沢第三町内会会員が使用・管理するごみステーションの新設ならびに補修にかかる器材購入費の助成について規定する。

(助成費)

第2条 助成費は器材購入費の20%とする。

2 1,000円未満の端数は、切り捨てる。

3 20,000円を上限とする。

(申請者)

第3条 申請者は当該ごみステーションが存在する班長が行う。

複数の班で利用する場合は、いずれか1つの班が代表して行う。

(申請の方法)

第4条 申請は、衛生部様式1 ごみステーション器材購入補助申請書に、所定の書類を添付して行うものとする。

必要添付書類は次のとおりとする。

- ・札幌市に助成金を申請した場合は、
(札幌市) ごみステーション管理器材購入費助成金交付申請書(写し)
- ・器材購入費等見積書ならびに領収書の写し

(改廃)

第5条 本規定の改廃は、執行役員会にて行うものとする。

(附則)

第1条 本規定は、平成30年4月1日より施行する。

第2条 令和8年4月1日、助成費の改定。